

建築行政における昇降機等に係る事故への対応について

東京都港区シティハイツ竹芝のエレベーター事故やエキスポランドのジェットコースター事故等の最近の重大事故等を踏まえ、これまでに定期検査・報告制度及び昇降機に係る技術基準の改正を行ったところであるが、今後、事故発生メカニズム等の調査及びこれを踏まえた再発防止対策の検討を迅速かつ適確に行うため、下記のとおり体制整備を行う。

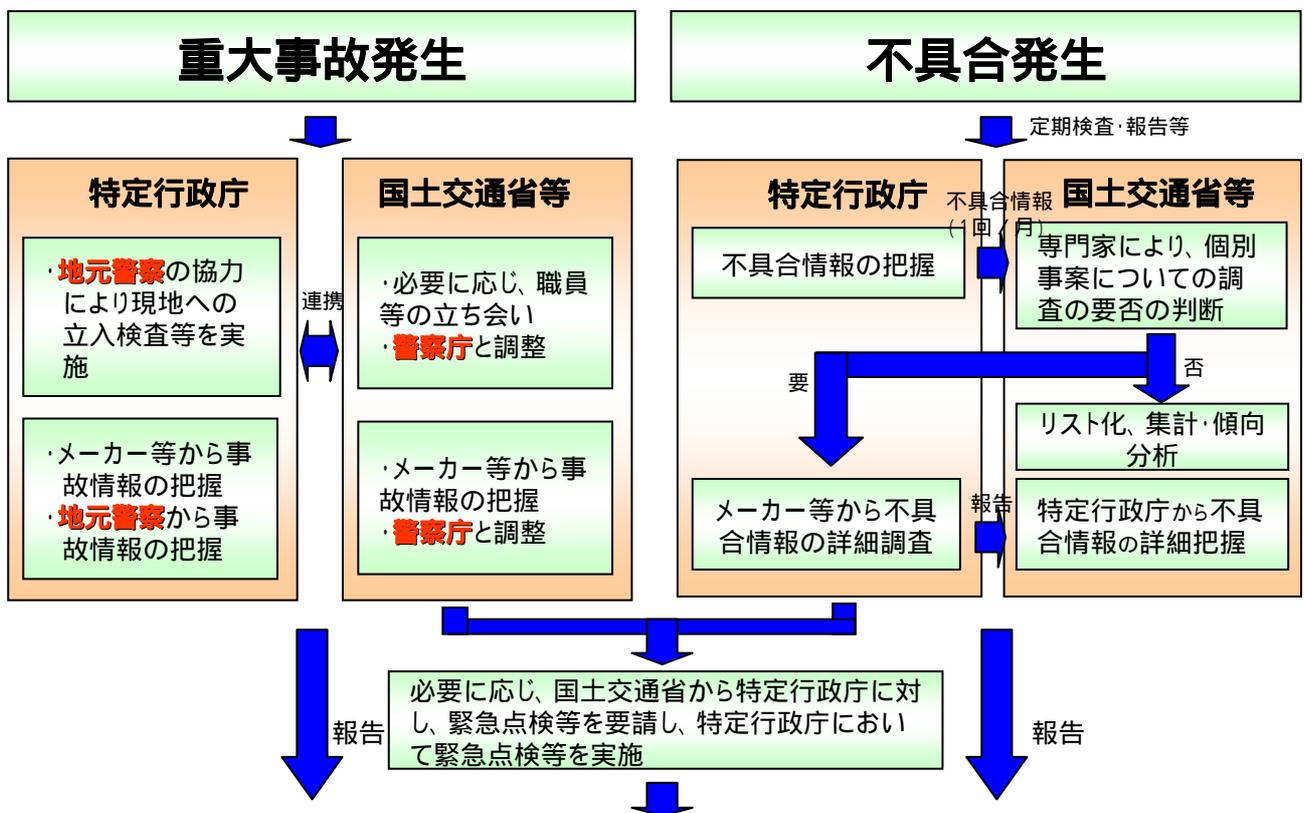
1 昇降機等事故対策委員会の設置

- (1) 昇降機等に係る事故について、再発防止対策等の調査・検討を行うため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に、昇降機等事故対策委員会（以下「事故対策委員会」という。）を設置する。
- (2) 事故対策委員会においては、事故情報・不具合情報、事故発生メカニズム、再発防止対策に係る調査・検討を行う。なお、委員会設置前に発生した重大事故で事故発生メカニズムが明らかになっていないものについても調査・検討の対象とする。
- (3) 事故対策委員会において、捜査に関わる情報を取り扱う場合には開催日時を含め非公開とし、委員に対しては、国家公務員法上の守秘義務が課せられる。
- (4) 事故対策委員会において調査・検討を行った事故発生メカニズムや再発防止対策のあり方等については、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、建築物等事故・災害対策部会に報告・審議の上、公表するものとする。

2 警察との連携体制整備

- (1) 昇降機等に係る重大事故発生時に、立入検査等を行おうとする場合で既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合には、特定行政庁から都道府県警察に対し、立入検査等への協力を要請することとする。
- (2) 事故発生直後等のため、立入検査等への協力が得られない場合には協力が得られる時期の見込み等について、引き続き警察と調整することとする。
- (3) 立入検査等に当たっては必要に応じ、国土交通省職員、専門家等が立ち会うこととする。
- (4) 立入検査等の結果得られた事故情報、警察から提供を受けた情報については、事故対策委員会に報告する。

建築行政における昇降機等に係る事故への対応について



昇降機等事故対策委員会において調査・検討

- 1 対象施設: エレベーター、エスカレーター、遊戯施設等を対象
- 2 調査検討: 事故情報・不具合情報に係る調査、事故の発生メカニズムの調査及び分析、再発防止対策の検討
委員会設置前に発生した重大事故に係るものを含む。
- 3 委員構成: 委員は、学識経験者(機械工学、建築学、心理学等)、弁護士、昇降機等の専門家、特定行政庁の職員により構成
- 4 議事運営: 議事について捜査情報を含む内容を審議する場合は非公開とし、開催日時についても非公表
必要に応じ、現地調査を実施。
必要に応じ、建築物等事故・災害対策部会委員も参加。

報告

建築物等事故・災害対策部会において審議・公表

〔委員会報告について、幅広い見地から審議し、再発防止対策をとりまとめる。〕

国土交通省等において技術基準の見直し等

社会資本整備審議会における昇降機等事故対策委員会()の位置付け

社会資本整備審議会

(会長:張富士夫)

建築分科会

(分科会長:村上周三)

村上 周三 (独)建築研究所理事長
 浅見 泰司 東京大学教授
 岸井 隆幸 日本大学教授
 工藤 和美 東洋大学教授
 久保 哲夫 東京大学工学系研究科教授
 小浦 久子 大阪大学大学院准教授
 越澤 明 北海道大学大学院教授
 櫻井 敬子 学習院大学教授
 園田 真理子 明治大学准教授
 西谷 剛 國學院大學法科大学院教授
 矢野 龍 住友林業(株)取締役社長
 青木 宏之 (社)全国中小建築工事業団体連合会会長
 漆原 肇 日本労働組合総連合会雇用法制対策局部長
 大森 文彦 東洋大学教授・弁護士
 神田 順 東京大学大学院教授
 坂本 雄三 東京大学大学院教授
 崎田 裕子 ジャーナリスト・NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットワーク理事長・NPO法人新宿環境活動ネットワーク代表理事
 澤田 雅紀 全国建設労働組合総連合企画調査室長
 菅原 進一 東京理科大学教授
 巽 和夫 京都大学名誉教授
 辻本 誠 東京理科大学教授
 名取 雄司 中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長
 野村 歡 国際医療福祉大学大学院教授
 深尾 精一 首都大学東京教授
 福井 秀夫 政策研究大学院大学教授
 藤本 昌也 (社)日本建築士会連合会会長
 古阪 秀三 京都大学大学院准教授
 森 稔 森ビル(株)代表取締役社長
 野城 智也 東京大学教授

分科会長

建築物等事故・災害対策部会

(部会長:久保哲夫)

久保 哲夫 東京大学工学系研究科教授
 櫻井 敬子 学習院大学教授
 園田 真理子 明治大学准教授
 大森 文彦 東洋大学教授・弁護士
 辻本 誠 東京理科大学教授
 野村 歡 国際医療福祉大学大学院教授
 向殿 政男 明治大学教授
 青木 義男 日本大学理工学部精密機械工学科教授
 伊藤 弘 (独)建築研究所理事
 今村 信義 興和不動産(株)ビル事業本部プロパティマネジメント部長執行役員
 後藤 伸一 ゴウ総合計画(株)代表取締役
 島野 康 (独)国民生活センター理事
 高橋 儀平 東洋大学教授
 田中 淳 東京大学大学院情報学環付属総合防災情報研究センター長
 谷合 周三 弁護士
 直井 英雄 東京理科大学教授
 中埜 良昭 東京大学生産技術研究所教授
 萩中 弘行 (社)日本エレベーター協会専務理事
 藤田 聡 東京電機大学工学部機械工学科教授

部会長

昇降機等事故対策委員会()

(委員の構成())
 ・学識経験者(建築学、機械工学、心理学等)
 ・弁護士
 ・昇降機等の専門家
 ・特定行政庁の職員

名称及び委員は建築物等事故・災害対策部会において正式決定される。

東京都港区シティハイツ竹芝のエレベーター事故に係る経緯

- 平成 18 年 6 月 3 日 東京都港区シティハイツ竹芝のシンドラ社製エレベーターにおいて戸開走行死亡事故発生
- 平成 18 年 6 月 15 日 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会（以下「事故部会」という。）において審議を開始。エレベーターワーキングチームの設置を決定。（以降、エレベーターワーキングチームを数次開催）
- 平成 18 年 9 月 29 日 「エレベーターの安全確保について」中間報告のとりまとめ（以降、平成 20 年にかけて、学識者等により構成される委員会等において技術的基準等について検討）
- 平成 19 年 5 月 10 日
平成 19 年 8 月 3 日
平成 19 年 9 月 27 日
平成 19 年 10 月 30 日
平成 19 年 12 月 21 日
平成 20 年 2 月 26 日 } 事故部会を開催し、六本木ヒルズのエレベーターのストランド破断による火災事故等を踏まえ、エレベーターの定期検査・報告制度等のあり方について検討
- 「昇降機、遊戯施設等の安全確保対策について」最終とりまとめ
- 平成 20 年 4 月 1 日 定期検査・報告制度について、検査方法等を具体化・明確化し、特定行政庁への報告内容を充実。定期検査報告制度においてエレベーターに係る不具合情報の報告を義務づけ
- 平成 20 年 9 月 19 日 戸開走行防止のための新たな安全装置の設置義務づけに係る改正建築基準法施行令を公布（平成 21 年 9 月 28 日施行）
- 平成 20 年 10 月 15 日 警察庁を介し警視庁に対し、事故機の調査を要請
- 平成 20 年 12 月 3 日 警視庁の協力により事故機の調査を実施
（実施主体：社会資本整備審議会専門委員等、国土交通省職員・国土技術政策総合研究所職員等）

京都市左京区のマンションにおけるエレベーター挟まれ事故に係る経緯

- 平成 20 年 12 月 8 日 21 時頃 京都市左京区のマンションにおいてエレベーター挟まれ事故発生
- 平成 20 年 12 月 9 日 京都市より事故速報について報告。
京都市都市計画局建築審査課より京都府警下鴨警察署宛て調査協力を要請。京都市の依頼を受け、下鴨警察署は調査協力を受け入れる旨回答。
- 平成 20 年 12 月 10 日 ~ 12 日 警察の協力の下、特定行政庁である京都市が建築基準法第 12 条第 6 項に基づく立入検査を実施。
10 日は、国土交通省（国土技術政策総合研究所、近畿地方整備局）及び昇降機の専門家が立会い。
- 平成 20 年 12 月 15 日 事故機と同型の東芝エレベータ(株)製間接油圧式エレベーターについて緊急点検を行うよう通知。報道発表。
- 平成 20 年 12 月 22 日 京都市が立入検査を実施
- 平成 20 年 12 月 26 日 京都市が動作確認後に運転復旧